

## 「終末期医療に関する本人の意思表示」

公益社団法人家庭問題情報センター 川島 克巳

首都圏に住むA子さん（四十歳代）のお父さんは末期ガン、余命六ヶ月と告知され、手術が出来ないことから放射線治療のため入院しており、病院医師から突然に延命措置の家族の同意を求められている。  
A子さんは母親を五年前に亡くし、一人っ子で親戚も少なく相談できる人が居ないので困りはてて当所を訪れた。

**A子** 今朝電話で、医師から父は呼吸不全なのでここ二三日のうちに人工呼吸器を装着することになる。事前に家族の同意がほしいと言われました。最悪植物状態もあり得ると。

私には父の生命の選択は出来ませんし、したくもありません。もしまだ父の意識があり、会話が出来るのであれば直接父に同意を求めてくださいと言ったのです。

**カ**（カウンセラー） それに父は数年前に遺言のような書き置きを私に渡し、その中に延命治療は不要と書いてあるのを記憶していたものですから。  
**カ**（カウンセラー） A子さん、それで良かったですよ。お父さんの書き置きがあつて助かりましたね。

お医者さんはお父さんの意思を尊重することになります。

**A子** では、もし生前の意思がなかった場合は家族が決めなければならぬのですか。  
自分の生命ならいざしらず、尊厳死の選択を本人に代わって行い、それが実行され

た場合、その選択について一生後悔し続けることになりませんか。

**カ** 厚生労働省や日本医師会等は終末期医療の決定プロセスのガイドラインを公表しています。それによれば、本人の意識がなく、生前の意思表示がない場合は、家族や親族が日頃の交流状況から本人の意思を推定し、同意、不同意を決定する。

家族、親族の意見が一本化すれば事は進むが、異論が出ればまとまらず、本人そっちのけで紛争が続く。A子さんがおっしゃるとおり家族、親族の役割は非常に大きく、また精神的負担は言うまでもありませんよ。

ここに平成二十六年三月の厚生労働省の終末期医療に関する意識調査の報告書があります。

それによれば、調査対象者のうち一般国民の六十%の方が終末期医療に関し生前の意思表示に賛成していますが、この賛成者の方々のうち実際に何らかの方法により書面を作成している人はわずか三%ほどというのが実態です。

**A子** どうして意識を持っても具体的に行動を起こさないのでですか。

**カ** 一つには、年齢が若く今すぐでなくてもまだ良いか、二つに、我が国では死について大っぴらにするのはいかなるものか、さ

らには死を直視したくない等があるのではないでしょうか。

個人的なことを申し上げて恐縮ですが、私は公正証書により尊厳死宣言書を作成しました。

その内容は、私の疾病や事故・災害による障害が現代の医学では不治の状態に陥り、既に死期が迫っていると担当医を含む二名以上の医師により診断された場合は死期を延ばすためだけの延命措置は一切行わない、苦痛を和らげる措置は最大限に実施してほしい。そのために、麻薬などの副作用により死亡時期が早まってもかまわないこと、医師や家族も人間として尊厳を保った安らかな死を迎えるために配慮してほしい、一切の責任は自分にあり、医師や家族が訴追対象にならないことを願うと記し、その写しを常時携帯しています。

救急病院に運ばれば救命措置を受け、結果として望まない延命の可能性になりかねないからです。

**A子** 何か書面を作成するきっかけはありましたか。どうして作成しようと思われたのですか。

**力** 七十歳を迎え残りの寿命が漠然と分り、どう幕を引くのか健康を保っている今こそ決めておこうと考えたのです。

言うまでもありませんが、自分の生命は全面的に自らが責任を負うべきもの、とりわけ終末期医療の自己決定権はいかなる形でも医師の存在によって阻害されたくない。個人の尊厳は自らが守ろうと考えたからです。

次に、家族に精神的負担をかけたくなかったと思います。家族はその人との別れをなかなか受け容れられない状況の中で尊厳死の選択まで選択させたくありません。三つ目には、お世話になった医師にも負担をかけたくないという思いです。

先の厚生労働省の終末期医療に関する意識調査報告書では、医師の七十%の方が患者の生前の意思表示に賛成しています。私は、医師には医療行為の専門的技術提供にとどまらず、患者とその家族とのヒューマンコミュニケーションにより時間をかけてほしい、それも出来る限り同じ言語を使ってコミュニケーションを図ってほしいと願っています。

現代の医学では診断や検査はその方法が確立していると言われています。人間の生死が機械やコンピューターが判定するような未来が来ないことを願っています。

**A子** 尊厳死宣言書を作成にあたり家族とはどういう話し合いをされたのですか。

**力** 家族には私からどうすれば良いか、どう

思うか等選択や同意を求めるような会話はせず、書面を作成したのでどこそこに置いてあるからとそっと伝えました。

二日後電話にて

**A子** 父は、その後持ち直し人工呼吸器は装着しませんでした。父に直接再度意思確認できました。

今回のことで自分も含め連れ合いに生前の意思表示をしてもらおうと考えています。

**力** 遺言、葬式、祭祀、相続等の終活も大事ですが、終末期医療（厚労省は現在では人生の最終段階における医療と呼んでいます）は高齢者に限ったことではなく、だれにでも訪れるものといえます。

心身とも健康のうちにほんの少し時間を割いて行動をおこしてほしいと願っています。



家庭問題カウンセリングルーム